第7回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会 (検討概要)

2. 場所 内閣府 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)

樫谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)

渡辺参事官(内閣府)

吉開政策立案総括審議官、神谷管理官(以上、総務省)

塩原審議役、谷中調達室長(以上、物質·材料研究機構)

4. 検討概要

物質・材料研究機構における特例随意契約(以下「特例随契」という。)の運用状況について同機構から、前回の検討会での指摘を踏まえた産業技術総合研究所の対応、特定国立研究開発法人以外の国立研究開発法人における特例随契の導入意向等について内閣府から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。

質疑応答で出された以下の指摘を踏まえ、次回引き続き検討することとなった。

- 参加業者が複数の場合の価格交渉は、調達の公正性を損ねる恐れもあるので注意すべき。
- 特例随契の実績に係る現在の公表内容は具体性に欠け十分でない。コスト面の問題にも 配慮しつつ、契約内容に係る既存のデータと公表様式との間にリンクを貼る等の方法を採 り、過度なコストをかけずに公表内容を充実させるべきではないか。
- 特例随契の利用意向がある法人については、ガバナンス体制の整備状況等を点検した上で、制度を適用していけば良いのではないか。

以上